

## 佐賀県保育士資格等取得支援事業（補助金）について

佐賀県では、保育教諭（幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得された方）と保育士の増加を図り、こどもを安心して育てることができる環境を整備するため、保育士資格等取得支援事業（補助）を行っています。

メニュー		補助対象	内容
①	保育教諭確保のための 保育士資格取得支援事業	施設	認定こども園（移行予定の施設も含む）に勤務する幼稚園教諭免許状を有する職員が、特例制度（※）により保育士資格を取得する場合
②	幼稚園教諭免許状を有する者の 保育士資格取得支援事業	本人	幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ保育士資格を有しない者が、特例制度（※）により保育士資格を取得し、保育所等に保育士又は保育教諭として勤務する予定の場合 （特例制度の科目受講時点で対象施設に勤めている必要はありません）
③	保育所等保育士資格取得 支援事業	施設	保育所等に勤務する保育士資格を有しない職員（保育補助者、幼稚園教諭免許状のみを有する職員等）が、保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合又は保育士養成施設で一部科目を受講し、保育士試験のすべてを免除され、保育士資格を取得する場合
④	保育教諭確保のための 幼稚園教諭免許状取得支援事業	施設	認定こども園（移行予定の施設も含む）に勤務する保育士資格を有する職員が、特例制度（※）により幼稚園免許状を取得する場合

※特例制度とは、保育士資格・幼稚園教諭免許状のいずれかを有する方について、一定の実務経験がある場合、通常より少ない単位の修得により、有していない一方の資格・免許状を取得できる制度です。（令和11年度末まで（現時点予定）の特例制度です。）

**★幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭については、幼稚園免許状と保育士資格の併有が必要とされています**

令和11年度末（令和12年3月末）まで（主幹保育教諭・指導保育教諭においては令和8年度末（令和9年3月末）まで）は、いずれか一方の資格・免許状のみで保育教諭となることができる特例の期間となっていますが、同期限までに併有が求められていますので、ぜひ特例制度及び補助金をご活用ください。

# 佐賀県保育士資格等取得支援事業（補助金）について

## 保育士資格等取得支援事業の対象者及び対象施設整理表

メニュー		①保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	②幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	③保育所等保育士資格取得支援事業	④保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業
実施要件					
対象者	県内の対象施設にて常勤職員として勤務する者であって、右の資格を有する者（ただし、メニュー②については、受講時点においては勤務の有無を問わない。）	幼稚園教諭免許状	幼稚園教諭免許状 ※受講時点においては対象施設への勤務の有無は問わない。	資格要件なし	保育士資格
対象施設	保育所		●	●	
	認定こども園	●	●	●	●
	認定こども園への移行を5年以内に予定している施設	●	●	● (幼稚園のみ)	●
	小規模保育事業所A型・B型		●		
	事業所内保育事業所（地域型保育事業として認可を受けたもの）		●		
	証明書の交付を受けた認可外保育施設		●		
備考				※公立は対象外	

注) 対象施設はいずれも佐賀県内の施設とする。

## 佐賀県保育士資格等取得支援事業（補助金）について

### 対象経費及び補助金額

対象経費	入学料	受講の開始に際し納付する入学金、併願登録料
	受講料	面接授業料、受講にあたって必要な教科書代・教材費等
	① いずれの経費も、 <u>受講する養成施設や大学の長への支払い</u> であること 例：書店で購入した教科書代等は対象経費とならない ② いずれの経費の消費税も対象経費となります。	
対象経費とならないもの	① その他の検定試験の受講料 ② 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費 ③ 補講費 ④ 養成施設等が定める修業年限を超えて修学した場合に必要となる費用 ⑤ 養成施設等が実施する各種行事参加に係る費用 ⑥ 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用 ⑦ 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等 ⑧ 振込手数料や分割払いに伴う手数料 ⑨ 支給申請時点で養成施設等に対して未納となっている入学料又は授業料	
補助金額	対象経費の1/2の額（メニュー①②④補助金上限：10万円）（メニュー③の補助金上限：10～30万円）	

### 補助要件

①	メニュー①③④においては、県内の対象施設で勤務していること（詳細は前ページ参照）
②	資格又は免許取得後、県内の対象施設において1年以上勤務すること ※1年未満で辞めた場合は返還となるため要注意
③	メニュー①③④においては、勤務先の施設が対象経費を負担すること ※ただし、対象者が対象経費を一時的に負担し、後で勤務先の施設が対象者に支払うことも可能。 その場合は、領収書が対象者の氏名で発行されるため、後に施設から対象者へ対象経費相当額が支払われたことが確認できる書類の提出が必要。
④	保育士修学資金貸付事業や、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同様の趣旨の事業による貸付や助成等を受けていないこと
⑤	対象経費の支払いを証明する書類（領収書や振込証明書類、クレジット契約証明書等）を保有していること

# 佐賀県保育士資格等取得支援事業（補助金）について

## 補助の流れ

		申請者が行うこと	県が行うこと
1	養成施設・大学への入学、受講	<p><b>実施計画書（様式第1号）の提出</b>            受講開始（※1）の年度中。遅くとも3月中旬まで。            （※1）以下①～③のいずれか早い日を受講開始日とする。            ①指定保育士養成施設又は大学等に入学した日            ②養成施設等から受講許可を得た日            ③受講申込時点で入学料等を養成施設等に支払う場合には受講申込日            ※入学を計画された段階で、一度県こども未来課へご相談ください</p>	
2	補助金の対象の可否の通知		書類査定、通知発出
3	養成施設等の卒業 保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付		
4	対象施設での勤務開始	<p><b>交付申請書兼実績報告書（様式第2号）の提出</b>            対象施設での勤務を開始した日の属する月の末日まで。            ※養成施設等での受講以前から対象施設で勤務しており、保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付を受けたことにより、直ちに同施設において保育士又は保育教諭として勤務する場合は、「対象施設での勤務開始日」は「保育士証又は幼稚園教諭免許状の交付日」と同日。</p>	
5	補助金の交付決定及び額の確定通知		書類査定、通知発出
6	交付請求	<b>交付請求書（様式第3号）の提出</b>	
7	補助金交付		書類査定、支払い
8	対象施設での勤務が1年を経過	<b>勤務実績報告書（様式第4号）の提出</b>	